都市計画法 (昭 和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

建築安全推進課において閲覧できます。 なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジ メ 部まちづ n

平成三十年六月五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

許可番号

平成三十年一月五日奈良県指令建第 -一六七号

平成三十年五月九日奈良県指令建第一〇〇一 一六七一一号

検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十八 日建第九 一九 四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十八日建第五 四四七号

\equiv 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町興留二丁目六七番一 \mathcal{O} --- 部、 六八番三の 部、 六八番四、 六八番五 \mathcal{O}

部及び六九番七の 一部

几 開発許可を受けた者の 住所及び氏

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積和不動産関西株式会社 代表取締役 北 田

五 公共施設の種類、 位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町興留二丁目六七番一、 六八番三、 六八番四、 六八番五及び六九

番七の各

下水道 生駒郡 斑 鳩町興留二丁目六七番一、六八番三、 六八番四、 六八番五及び六

九番七の各 部

許可番号

平成二十八年十月二十四日奈良県指令建第九 八一四八号

平成二十九年十二月五 日奈良県指令建第九八 四八 一 号

平成三十年二月二十 日奈良県指令建第九 八八 四八 (一二号

平成三十年五 月二十 日奈良県指令建第九 八 兀 八 - 三号

検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九日 平成三十年五月二十九 日建 達第五 第 九 二九 几 几 五. 号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

番七、 二九、 五七番二四、 七五七番三五、七五七番三六及び七五七番三七 七番一三、七五七番一四、 生駒郡平群 七五七番一九、 七五七番三〇、 七五七番八、七五七番九、 七五七番二五、七五七番二六、七五七番二七、七五七番二八、 町大字椣原七五七 七五七番二〇、 七五七番三一、 七五七番一五、 番一、 七五七番一〇、 七五七番二一、 七五七番三二、 七五七番四、 七五七番一六、 七五七番 七五 七五七番二二、 七五七番三三、七五七番三四、 七 七五七番 番 五 七五 七五七番一二、 七五七番二三、七 二七、 七 番六、 七五七番一 七五七番 七 七五. 五.

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 南村政庸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡平群町大字椣原七 五七番三二、 七五七番三三、 七五七番三四及び 七五

七番三五

公園 生駒郡平群町大字椣原七五七番三六

生駒郡平群町大字椣原七五七番三二の 一部及び七五七番三七

消防 \mathcal{O} 用に供する貯水施設 生駒郡平群町大字椣原七五七番三二の

一許可番号

平成三十年一月二十九日奈良県指令建第一 \bigcirc 六九号

平成三十年五月二十三日奈良県指令建第一〇〇一 一六九一 一号

一 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九 平成三十年五月二十九 日建第五 日 建第 九 四四九号 一九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

三八番六、 桜井市大字西之宮一三八番一、 一三八番七、 一三八番八、 一三八番二、 一三八番一〇及び一 一三八番三、 三八番 一三八番 三八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町五四九番地一三 吉本小泉ビル四〇一号

株式会社Dear 代表取締役 岡山有貴

公共施設の種類、位置及び区域

五

道路 桜井市大字西之宮一三八番一〇

下水道 桜井市大字西之宮一三八番一〇の一部